

令和4年
4月号

濱田会計事務所通信

令和4年4月2日発行 Vol.56

前年、前々年は新型コロナウイルス感染症の影響のため、所得税の確定申告書の提出期限は一律で4月15日となっていましたが、今年は一律での申告期限の延長はありませんでした。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、令和4年4月15日までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請することができます。

さらに本来の確定申告期限である3月15日の前日から電子申告システムの障害が発生したため、その影響で申告期限までに提出出来なかった人も4月15日まで個別に申告期限の延長が受けられます。

こんなに簡単に延長するくらいなら一層の事、毎年の申告期限を延ばしておいてほしいというのが会計事務所全体の願いです。



住宅ローン控除改正のポイント

令和4年度税制改正により、住宅ローン控除の適用期限が延長され、借入限度額等が見直されました。主な改正点は以下のとおりです。

【適用期限の延長】

住宅ローン控除の適用期限が4年間延長（令和7年12月31日まで）されました。

【控除期間、控除率、所得要件、借入限度額の見直し】

控除期間については、新築等であれば原則「13年」（入居年が令和6年、同7年の場合は10年）既存・増改築等であれば「10年」となりました。

控除率については、現行の1.0%から「0.7%」に、所得要件については、現行の合計所得金額が3,000万円以下から「2,000万円以下」に改正されました。

借入限度額については、下表のとおりとなります。

		入居年			
		R4年	R5年	R6年	R7年
新築等	認定住宅	5,000万円		4,500万円	
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円	
	省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円	
	その他の住宅	3,000万円		2,000万円（※）	
既存等	認定住宅・ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅	3,000万円			
	その他の住宅	2,000万円			

※令和6年以降に建築確認を受ける等の新築等住宅のうち、一定の省エネ基準に適合しない住宅は、住宅ローン控除の対象外

【個人住民税の控除限度額】

令和4年分以後の所得税において住宅ローン控除の適用がある者（令和4年から令和7年までの居住の用に供した者に限る）は、所得税において控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合に翌年度分の個人住民税から控除できる額が、現行の13.65万円から「最高9.75万円」に減額されます。



寄附金控除

ロシアのウクライナ侵攻を受け、ウクライナへの寄附を募る動きがありますが、寄付金の控除が受けられるか否かは、寄附をした団体先により異なります。

控除を受けられる寄附は、その寄附金が特定寄附金である場合です。

【特定寄附金とは】

1. 国又は地方公共団体に対する寄附金（学校の入学に関して寄附するものは除く。以下同じ）
2. 指定寄付金
公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金で、広く一般に募集され、かつ公益性及び緊急性が高いものとして、財務大臣が指定したものの
3. 特定公益増進法人に対する寄附金
公共法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものと認められた特定公益増進法人に対する寄附金で、その法人の主たる目的である業務に関連するもの
4. 特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
主務大臣の証明を受けた特定公益信託のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すると認められる一定の公益信託の信託財産とするために支出した金銭
5. 認定 NPO 法人等に対する寄附金
特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものとして認められたものなど（認定 NPO 法人等）に対する寄附金で、特定非営利活動に係る事業に関連するもの
6. 政治活動に関する寄附金
政治活動に関する寄附金のうち、一定の要件に該当するもの
7. 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額など

寄附金控除を受けるためには原則として一定の書類を添付して確定申告を行う必要がありますので、控除が受けられる寄附の場合はご留意下さい。



事務所からのお知らせ

過去の事務所通信はホームページにも掲載しています。また、メールマガジンとして同内容を配信しますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。

YouTube 動画配信もしておりますので、右の QR コードより是非御覧下さい。



【最近の動画】

- ・電子申告の ID とパスワードを取ってみた
- ・コロナに感染しました

Twitter 始めました @hamadakaikei

リアルタイムでの情報発信や個人的な事などもたまにつぶやいたりしています。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

